

○大府市長寿ドック受診料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが実施する長寿ドック（長寿ドックライト及び長寿ドックベーシックを除く。以下同じ。）を受診する者に対し、長寿ドックに係る受診料を補助することにより、疾病の予防、早期発見及び早期治療の促進並びに市民の健康管理意識の向上を図るため、予算の範囲内において交付する大府市長寿ドック受診料補助金（以下「補助金」という。）について、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、長寿ドックを受診し、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 長寿ドックの受診日において、60歳以上の者
- (2) 当該年度において、本市の実施する特定健康診査、人間ドック又はレディースドックを受診していない者
- (3) 当該年度において、本市の実施するがん検診のうち、胃がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診又は乳がん検診を受診していない者
- (4) 当該年度又は前年度において、この要綱による補助金の交付を受けていない者

2 長寿ドックにおいて受診しない検査がある場合は、前項第3号の規定にかかわらず、当該検査に相当する検診を受診した者を補助対象者とすることができる。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、25,000円とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長寿ドックを受診する日までに大府市長寿ドック受診料補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、大府市長寿ドック受診料補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する交付の決定に当たり特に必要と認めるときは、当該交付の決定に必要な条件を付することができる。

(廃止の申請)

第6条 前条第1項に規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当したときは、大府市長寿ドック受診料補助金廃止届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(1) 当該年度中の長寿ドックの受診を取り止めたとき。

(2) 第2条に規定する補助対象者の要件に該当しなくなったとき。

2 市長は、前項に規定する廃止届を受理したときは、補助金の交付決定を取り消し、大府市長寿ドック受診料補助金交付決定取消通知書（第4号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 交付決定者は、長寿ドックの受診後、速やかに、大府市長寿ドック受診料補助金実績報告書兼交付請求書（第5号様式）に、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが発行する長寿ドックの領収書（原本に限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、前条の規定による請求書により補助金を支払うものとする。

（台帳の整備）

第9条 市長は、大府市長寿ドック受診料補助金交付台帳により、必要な記録を整備しておかなければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。